

## 総合計画審議会傍聴実施要領（案）

- 1 この要領は、総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 審議会は、原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等により非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は、原則として 20 人以内とする。  
 なお、開会時刻 10 分前の時点で傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順で受け付ける。
- 4 傍聴者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。  
 なお、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を事務局に返却するものとする。
- 5 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
  - (3) 鉢巻き、腕章などをして示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
  - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
  - (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
  - (7) むやみに席を離れないこと。
  - (8) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
 （違反者に対する措置）
- 6 傍聴者が前項の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 7 審議会の傍聴に関する事務は、企画調整課（横須賀市都市政策研究所）が行う。

&lt;傍聴章&gt;

No.	総合計画審議会
傍 聴 章	
※お帰りの際は事務局へお返し下さい	